

627号
5-10

川原
2011

衛 発 第 2 2 8 号

東京大学
衛生学

昭和43年3月25日

外務省アジア局長 殿

厚生省公衆衛生局長

韓国への原爆医療班派遣について

昭和43年3月13日亜北第116号をもつて照会のおつた
標記については、別添のとおり回答するのでよろしくお願ひす
る。



原爆医療班派遣について

在韓木村大使より要請の首題については、次
のような向懸点があると思われる。

1. 現行の「原子爆弾被爆者の医療等に関する
法律」及び43年度より施行予定の「原子爆弾
被爆者に対する特別措置に関する法律」は、何
れも属地法であるので、韓国人であっても日本に
居住する場合には、これらの法律による措置を受
けることができる。また、これらの法律の立論の
根拠は、今はお被爆の影響下にさらされている
者の有する特殊なニードに着目してとられた特別
な措置ということにあり、被爆者に対する補償の
意味は全く含まれていない。

2. 従って、もし在韓の被爆者に対して何らかの
医療を提供する場合にも、純粹の技術協力の
の形をとることが望ましいと考えられる。

3. このような技術協力が既存の技術協力の
システムに乗せられるかどうか慎重に検討する必
要がある。

4. このような問題を解決できたとしても、韓国にお
ける原爆被爆者の被爆の事実を確かめる
方法をどのようにして行うかは困難な問題があ
る。

5. 現在原爆医療に関する専門医は相当数い
るが、米軍医師の選定は例えは、現行医療
法に基づいて設置されている原爆医療審議会

か行なののが適当であると受られる。